

令和５年度 第１回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. **開催日時** 令和５年７月１４日（金） 午後２時００分～午後２時４５分

2. **開催場所** 恵庭市民会館 ２階 視聴覚室

3. **出席者**

【出席委員】 山内委員、渡邊委員、齊藤委員、
木下委員、米山委員、玉熊委員（計６名）

【欠席委員】 ４名

【傍聴者】 ０名

【報道関係】 ０名

【事務局】 保健福祉部長、保健福祉部次長、介護福祉課長、
介護福祉課 介護保険担当主査、高齢者相談・介護認定担当主査、
生きがい対策担当主査、指導担当主査・スタッフ（２） （計９名）

4. **内 容**

（１）開会

（２）保健福祉部長挨拶、部会長挨拶

（３）内容

<報 告>

1. 地域密着型サービス事業者の新規指定及び指定更新・休止について
2. 第９期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
3. 恵庭市地域包括支援センター設置運営法人の公募について
4. 介護予防講演会の実施について
5. 商業施設を利用した介護予防事業の実施について
6. 介護予防啓発誌の発行について
7. 令和４年度高齢者の生活支援事業について
（高齢者除雪、有償サービス、移動販売車等について）

(4) 詳細

<報 告>

1. 地域密着型サービス事業者の新規指定及び指定更新について

介護保険法により、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業に関する指定権限は市町村とされている。このたび、新規指定（運営会社の変更によるもの）2件（認知症対応型共同生活介護）、指定更新1件（居宅介護支援）、休止期間延長1件（通所介護相当サービス）を実施したことを報告した。

2. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

資料を基に、計画策定の主旨、期間、策定スケジュール（案）、各種アンケート調査の概要について説明を行った。

次回専門部会において、第9期計画における概要の設定及び各種アンケート結果の報告を行う見込み。

3. 恵庭市地域包括支援センター設置運営法人の公募について

次年度以降のひがし包括支援センター運營業務委託について、現受託業者の辞退により、運営法人を選定することとしている。

公募の結果、2法人より応募があったため、恵庭市地域包括支援センター業務委託受託候補事業者選定委員会を設置し、評価、選定を行う。恵庭市社会福祉審議会での採択を踏まえ、12月頃に決定予定。

【部会長】 只今事務局より説明のあった報告について、質問・意見等はあるか。

⇒質問・意見等なし。

4. 介護予防講演会の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症へ移行後、「コロナに負けない免疫力の高め方」について、北海道医療大学の塚本容子教授に講演いただいた。（参加者100名）

介護予防講演会については、年2回の開催を見込んでおり、次回は10月開催予定。

5. 商業施設を利用した介護予防事業の実施について

「スーパーで健康度チェック」と題して、4月にビックハウス恵庭店において「頭の疲労度チェック」（35名参加）、6月にツルハ恵み野西店において「お口の健康度チェック」（23名参加）を行った。

6. 介護予防啓発誌の発行について

コロナ禍で在宅時間が増えた高齢者向けに発行している冊子「いえかつ」は好評をいただいております、令和5年度についても第1号を発行済み。

7. 令和4年度高齢者の生活支援事業について（高齢者除雪、有償サービス、移動販売車等について）

①高齢者除雪（令和4年度）の実績について

実施世帯数495世帯、担い手数179名、実施回数9,075回。

②令和4年度高齢者の生活支援事業について

・有償サービス「なんもだよ」

高齢者、障がい者、ひとり親世帯等、既存の公的サービスを受けられない方を対象に、1回30分350円で「ちょこっとお手伝い」を提供するもの。

相談数130件（うち対応数61件）、登録者数49人（高齢者、学生等）。

・移動販売車「かける便」

ひとりで買い物に行くのが困難な方や小さな子どもを連れての移動が大変な方等に向けた、コープの移動販売お任せ便「カケル」の運行を行っている。その他の移動販売手法の活用も視野に入れ、情報収集を行っていく。

【部会長】 只今、事務局より説明のあった、報告について質問・意見等はあるか。

【委員】 介護予防啓発誌「いえかつ」はHP等からダウンロードできるのか。

【事務局】 現時点では著作権等の課題からダウンロードはできないが、一定の需要があることは把握しているため、ICT等を活用して必要な方にお届けできるよう検討中。

【委員】 有償サービス「なんもだよ」は1回30分となっているが、延長はできないのか。

【事務局】 種別によるが、庭の手入れについては2時間まで等、延長できる時間がそれぞれ決まっている。

(5) 閉会

【部会長】 その他、ご意見・質疑がなければ事務局より連絡事項はありますか。

【事務局】 次回の専門部会は、8月下旬から9月上旬を予定しております。

時期が近づきましたら日程等についてお知らせいたします。

【部会長】 それでは、以上をもって閉会とします。